

平成 29 年 11 月 10 日

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の  
一部改正に関する意見募集について

I 改正の目的

今般、親投資信託の受益証券を組み入れる上場投資信託の組成にあたり、計理処理上の規則が整備されていなかった点について、計理専門委員会において検討を重ねてきた。これらの検討を踏まえ、「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II 募集期間

平成 29 年 11 月 10 日（金）より平成 29 年 11 月 24 日（金）（午後 5 時）まで

III 主な改正の内容

1. 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」

(1) 上場投資信託の収益分配の処理の規定をファミリーファンドの収益分配の処理の規定において準用するため、第 63 条を第 56 条に移動する。

(第 56 条)

(2) ファミリーファンドの収益分配の処理の規定に上場投資信託に係る第 3 号を新設するなど、上場投資信託に関する規定を整備する。

(第 60 条)

(3) その他所要の整備をすることとする。

2. 「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」

(1) 上場投資信託収益分配金計算書に親ファンドの配当等収益額を新設するなど、親投資信託に関する規定を整備する。

(別紙様式第 5 号)

(2) その他所要の整備をすることとする。

IV 今後の予定

本件に寄せられた意見に対する修正事項等の検討を行い、平成 29 年 12 月開催予定の自主規制委員会及び理事会において規則等の一部改正を行うことを目標とする。

以 上